

日精協発第 26040 号
令和 8 年 6 月 16 日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山 崎 學

病床数適正化緊急支援事業の延長等に関する要望書

謹啓 平素より、精神科医療の充実・発展につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

病床数適正化緊急支援事業は、病床数を削減する医療機関に対し、基金管理団体から削減病床 1 床当たり最大 410 万円が支給される制度であり、地域医療提供体制の再編を進める上で重要な役割を担うものです。

しかしながら、当該事業は令和 8 年度の単年限りで消滅することとされています。一方、精神科病院における病床数の適正化については、新たな地域医療構想の内容を踏まえた慎重な検討が不可欠です。一般病院については令和 9 年度から新たな地域医療構想が開始されるため、令和 8 年度中に一定の判断を行うことが可能と考えられますが、新たな地域医療構想への精神医療の位置づけは令和 10 年度からの開始であり、精神科病院については、令和 8 年度中には病床削減の判断に必要な材料が十分に揃わない状況にあります。

このまま当該事業が令和 8 年度限りで終了すれば、精神科病院は新たな地域医療構想の全体像を踏まえないまま病床削減の判断を迫られることとなり、地域精神科医療の提供体制に影響を及ぼすおそれがあります。

つきましては、精神科病院の実情及び精神医療に関する新たな地域医療構想のスケジュールを十分にご勘案いただき、下記の事項について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

記

- 一 病床数適正化緊急支援事業について、精神科病院が新たな地域医療構想の内容を踏まえて適切に判断できるよう、令和 9 年度まで延長すること。
- 二 事業延長等に伴う財源不足が生じる場合には、事業の円滑な実施に支障が生じないように、所要の財源を確実に確保すること。

以上